

NPO法改正と押印廃止のお知らせ

令和2年12月9日に特定非営利活動促進法を一部改正する法律が公布され、関係法令も改正されました(令和3年6月9日施行)。本紙では法改正のうち、全てのNPO法人のみなさまに関係する改正及び押印廃止についてお知らせします。

①設立認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されました。

- ✓ 所轄庁が設立認証時に行う縦覧期間について、従来の1か月から2週間に短縮され、より迅速な手続きが可能となります(法第10条第2項)。
- ✓ 認証・不認証の決定までの間、遅滞なく縦覧事項等がインターネットの利用等により公表されることとなります(法第10条第2項・第3項)。

神奈川県は県HPで公表するにゃ!

Q. 定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか?

-A. 定款変更の申請(法第25条第5項)、合併の認証の申請(法第34条第5項)の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。

Q. 軽微な修正の補正期間も短縮されますか?

-A. これまで、軽微な修正の補正期間は2週間でしたが、縦覧期間の短縮に伴い、1週間に短縮されます(法第10条第4項)。



②所轄庁による縦覧・公表、閲覧・謄写の対象から、個人の住所・居所についての記載が除外されました。

- ✓ 設立等認証の申請があった場合に所轄庁が縦覧させ、公表する「役員名簿」(法第10条第2項)
- ✓ 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」(法第30条) これらについて、個人の住所・居所についての記載を除くこととなりました。

○公表等の除外に係る作業(黒塗り)は神奈川県がおこないます。みなさまは、これまでどおり住所・居所を記載して提出してにゃ!
○県がすでに閲覧に供している書類も、公表等の対象から除外されるにゃ!

- Q. NPO法人が社員・その他の利害関係人からの請求に対し、「役員名簿」・「社員名簿」を閲覧させる場合、個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできますか?
- A. 所轄庁が閲覧させる場合と異なり、NPO法人が「役員名簿」・「社員名簿」から個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできません(法第28条第3項)。

※ 認定(特例認定)・指定特定非営利活動法人は、市民から請求があった場合に閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」について、個人の住所又は居所の記載を除くことができるようになりました。(社員その他の利害関係人から請求があった場合には、広く市民から請求された場合と異なり、個人の住所又は居所についての記載を除いて閲覧させることはできません。)



③提出が必要な書類の一部への押印が不要となりました。

押印を廃止するための神奈川県規則の一括改正が令和3年9月28日に公布されたことに伴い、特定非営利活動促進法に基づき提出が必要な書類の一部(以下の枠内参照)について、押印が不要となりました。この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができます。

様式第1号 設立認証申請書	様式第11号 清算終了届出書
様式第2号 補正書	様式第12号 合併認証申請書
様式第3号 設立(合併)登記完了届出書	様式第14号 認定(特例認定)特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書
様式第4号 役員変更等届出書	様式第17号 認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書
様式第5号 定款変更認証申請書	様式第18号 認定(特例認定)特定非営利活動法人定款変更認証提出書
様式第6号 定款変更届出書	様式第19号 代表者氏名変更届
様式第7号 解散認定申請書	様式第20号 認定(特例認定)特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書
様式第8号 解散届出書	様式第21号 認定(特例認定)特定非営利活動法人助成金支給実績提出書
様式第9号 清算人就任届出書	様式第22号 認定特定非営利活動法人等合併認定申請書
様式第10号 残余財産譲渡認証申請書	

上記以外の書類の取り扱いについては、以下のとおりです。

書類名	扱い
1 誓約及び就任承諾書	署名(自筆)又は記名押印(記名+実印+印鑑証明)が必要です。 ※簡便な方法として、署名による提出を推奨します。
2 社員総会議事録 ／理事会議事録	○議事録については定款の定めによります。 「署名又は記名押印」としている定款であれば、署名(自筆)又は記名押印(記名+実印+印鑑証明)が必要になります。「署名、押印」としている定款であれば、署名(自筆)+記名+実印+印鑑証明が必要になります。 ○「署名、押印」としている定款をお持ちの法人は、必ず印鑑証明が必要になり、負担が大きくなることが予想されますので、押印不要とするため「署名又は記名押印」への定款変更を推奨します。(県の認証が必要です。) ○法務局への登記手続きには、押印のある議事録が必要となる場合があります。(代表者を登記する場合等)詳しくは、所管の法務局へお問い合わせください。

【問合せ先】

神奈川県 政策局 政策部 NPO協働推進課 (横浜駐在事務所)
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2の24の2 かながわ県民センター8階
電話 045-312-1121 (代) 内線2865~2868
FAX 045-312-1166